第8回安佐市民病院跡地活用検討協議会議事録

- 1 日 時 平成28年9月13日(火) 午前10時00分~午前12時00分
- 2 場 所 安佐北区役所4階講堂
- 3 出席者(五十音順(市職員を除く)、敬称略)

岩重 守(安佐北区コミュニティ交流協議会副会長)

大畠 正彦(安佐北区コミュニティ交流協議会会長)

尾田 豊機 (安佐北区コミュニティ交流協議会副会長)

中平 吉子(安佐北区コミュニティ交流協議会副会長)

坊 聰彦(可部地域町内会自治会連絡協議会幹事)

松井 修(可部地域町内会自治会連絡協議会幹事)

向井 文武 (安佐北区コミュニティ交流協議会副会長)

阪谷 幸春 (広島市企画総務局企画調整部長)

木村 栄治 (広島市安佐北区役所副区長)

4 議事

- (1) 「安佐市民病院跡地の活用策について(素案)」について
- (2) 安佐市民病院の建替えに関する説明会(第3回)の開催結果について
- 5 議事内容 以下のとおり。

< 開 会 >

大畠座長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から、「第8回安佐市民病院跡地活用検討 協議会」を開会します。

> 皆様には、地域の農作業あるいは敬老会の準備等々で大変お忙しい中、協議会に御出 席いただきまして誠にありがとうございます。

> この協議会も8回目を迎えました。その中で活発な意見を重ねております。今回も活発な意見をお願いしたいと思います。

それを跡地活用検討協議会の中に反映したいと思っていますのでよろしくお願いします。

また、今日も議員の先生方、傍聴の方もたくさん御出でになっています。ありがとう ございます。ひとつ議事の進行に協力の程お願いします。

それでは、「議事」に入りたいと思います。

尾田委員 議事に入る前に発言させていただいてよろしいでしょうか。

大畠座長 どうぞ。

尾田委員 前回の協議会において大畠座長から発言のありました安佐北区の議員の方の市政報告についてです。

この市政報告の中で「可部、安佐、高陽、白木の4地域のコミュニティ交流協議会代

表、可部地域の2町の会長等で昨年暮れに結成された跡地活用検討協議会も意見集約の段階に入っているにも関わらず成果は挙がってないようです。私はオブザーバーの立場でこの協議会に出席していますが、議論が盛り上がっているようには見えません。地域の声を反映されている雰囲気ではなく、個人的な意見が目立ちました。」と書かれています。

我々委員は、これまで7回の検討協議会で協議を重ねるとともに4地域のアンケート調査、若者対象のアンケート調査など多くの市民の声を集める努力も行ってきました。

このようにこれまで真剣な議論をしてきたことは、議事録を見ていただいても明白と 思います。それにも関わらず議員本人の個人的な感想をさもそれが事実のように市政 報告の中に記載し、多くの方に配布されていること、議会の場でこのような発言をさ れたことは、これまでの私達の努力を踏みにじる行為であり、断固抗議したいと思い ます。そして誠に残念であり、憤りを感じます。

そしてこの市政報告の中では、彼の所属している政治グループの承認を得て発行して いますとも記されています。

私は、安佐市民病院移転についての説明会から一貫して病院問題を政争の具にしてはならないと議員の皆様にお願いしてきただけに残念でなりません。

また、この記事の中で「私はオブザーバーの立場でこの協議会に出席しています。」 と記されています。

私はこの協議会の参加者は、我々委員と行政側の事務局、そして傍聴人と聞いていま した。

傍聴人とオブザーバーの違いと、事務局からオブザーバーの立場でこの協議会への出席を要請された方がおられるのか、また、そこに参加されている議員の方は、オブザーバーの立場で出席しているのか事務局からのお答えをお願いします。

大畠座長

今、尾田委員からありましたようにオブザーバーという立場について事務局から見解がありましたらお願いします。

事務局

まず、尾田委員の方から「傍聴人とオブザーバーの違い」ということがありました。 以前、事務局で公開要領を作成する際に調べた資料があるのですが、オブザーバーと は一般的に「観察者、観測者の意ということで、会議等で発言権はあっても議決権の ない人」となっています。

傍聴人とは、「会議、公判などを当事者以外が発言権を無しに、その席上の傍にいる こと」となっていますので、大きく言いますとオブザーバーは、議決権はないが発言 権のある人ということになります。

傍聴人とは、まさに傍にいらっしゃる方、発言権も無ければ、議決権もないということで、まず、言葉の定義としてそういった違いがあろうかと思います。

それから、協議会でオブザーバーの立場の方がいらっしゃるのかということですが、 少なくともこの安佐市民病院跡地活用検討協議会の開催要綱の中には、先ほど、尾田 委員が言われたように、委員とそれから事務局、それからあと「関係者に資料の提出 を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。」と いうことで、関係者という位置づけは要綱上あります。

オブザーバーとの位置付けは要綱の中には定められていません。

そして同じように跡地協議会の公開に関する取扱要領の中に、傍聴人の規定がございまして、傍聴人の守るべき事項ということで、「傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。」ということで、賛否を表明しないことであるとか、騒ぎ立てたり、みだりに席を離れてはいけないとかいうことも傍聴人の責務として掲げられています。以上でございます。

尾田委員 そこに座られている議員の方はどういう立場ですか。

事務局 こちらにいらっしゃる市議会議員の方も協議会の要綱、それから先ほど御説明しました公開に関する取扱要領の中では、特に定めはございません。

ということは、傍聴人という位置づけでこちらの協議会の方に御列席されているという理解でよろしいかと思います。

大畠座長

尾田委員、よろしいですか。

この件について何かございましたら。

特にないようでしたら「議事1「安佐市民病院跡地の活用策について(素案)」について いて」事務局から御説明お願いします。

事務局

(「資料1「安佐市民病院跡地の活用策について(素案)」について」説明) (政策企画課)

大畠座長

はい、ありがとうございました。

7回の議論を重ねて、いろいろ皆様の意見が出まして、地域に帰られて意見を聴いていただいたものをこの協議会で話していただきました。

その中で前回、市に提出する素案を事務局に作成をお願いしまして、8つの施設・機能をベースに最終的にどのような形で出していくかということを今から皆様に御議論いただきたいと思います。

事務局で作成されたものに対しましては、皆さんの意見が十分に反映されていると理解しています。

そのあたりも踏まえて是非皆さんの意見を聴きながら、また修正するところがあれば 修正する、追加することがあれば追加するという形で進めたいと思いますので、よろ しくお願いします。

どなたか御意見がある方、いらっしゃいますか。

坊委員

「子ども向け施設」、あるいは「子育て世帯向けの公園・イベント広場」というのがありますが、これは似たような性質なので1つにまとめてもいいのではないかなと思います。

最終的にこれが7ページの中の項目から8ページの項目で④(子育て世帯向けの公園・イベント広場)、⑤(屋根付き野外ステージ)で一緒に説明されていますからそれでいいという話になるのかも知れませんが、そのあたりは整理した方がいいのではないかと思います。

それから最終的に「行政が検証を行うに当たっての留意点」というところでですね、 跡地にはいいものを作ろうとしているわけですから、多くの人に利用していただきた いと、そういうことになると「十分な規模の駐車場を確保していただく必要があるの ではないかということに留意されたい。」ということを付け加えていただいたらどう かと思います。

尾田委員

今、坊委員が言われたことに賛成です。

私としては、文化ホールとコミュニティセンターを1つのグループ分けにしてはどうかと思います。

図書館は、静かな環境が求められますので、北館を使わせていただけるのであれば、北館の方に移させていただいてもいいのではないかと思います。

あと、産直市場やレストランも1つのグループにするというようにすれば、グループ ごとにそういった施設が絞り込まれていくのではなかろうかと思います。

松井委員

7ページにあります「跡地活用の方向性」ですが、少し具体性に乏しいと思います。と言いますのは、黄色く囲った部分の上の「施設・機能を集約した複合施設の可能性も視野に入れた検証作業を行っていただく必要がある。」というところですが2ヘクタールという限られたスペースに皆さんから要望があったものを8項目にまとめたわけですから、その内容を十分に満たすためには、はっきりとここで「複合施設の可能性も視野に」ではなく、「複合ビル構想」を打ち出してはどうかと思います。その複合ビルは、この8項目を充足するような階層にそれぞれしていけばいいということで、例えば2ヘクタールの中に1万㎡を複合ビルの動地とし、更に先ほど出た時

ことで、例えば2へクタールの中に1万㎡を複合ビルの敷地とし、更に先ほど出た駐車場の確保とすれば、階層式の駐車場3,500㎡の敷地を要すると、それから別棟に子どもの福祉・保育を考えた子どもの福祉センターというのを打ち上げて、さらにその福祉センターは2,500㎡、さらに子ども達の緑地・イベント広場となるような屋根付き野外ステージを含めた緑地・広場は3,500㎡を確保するとか、具体的に打ち出して、その中に望ましいと考えられる施設・機能を7から8項目を挙げたらいかがかと思います。

やはり、もう少し具体性がないと検証するに当たっても、最後に「行政が行う検証に当たっての留意点」の中にある(1)と(2)は、これに絞ったかのように思われますので、皆さんの思いは思いでしっかりともう少し具体性を盛り込んだ提言にしていただかないと、せっかく8回行ってきた協議会の意味が薄れるのではないかと危惧されます。

ですから、そうした複合ビル構想、その中にこうした機能を盛り込んでいただくよう検証して欲しいとしてはいかがかと思います。

さらにもう一つは、先ほども出ました北館の別館に医師・職員の図書室がありますが、 これももう少し具体的に跡地に望まれる施設の中に、機能として含まれるものを盛り 込んではどうかと思います。

例えば、老人の憩いの広場とか子どもと障害児が遊べるような施設に活用するとか、 それから北館の2階に体育館という施設がありますが、これはもっと具体的に体育館 兼講堂として可部南小学校の体育館が生活避難場所になっていますが、こうしたとこ ろに活用できれば非常にありがたいと思います。

また、環境局の安佐北工場が実は平成30年度末に停止します。ここに体育館がありまして、高陽の深川学区と可部南学区が卓球、バレー、バトミントン、ソフトバレーの4種目に渡って年間5,700人余りが活用しているわけです。

となるとこれが、閉鎖されると活用の場が無くなりますので、こうした病院の体育館を多少整備して活用できたらと具体的に提言してはどうかと思いました。 以上です。

大畠座長

ありがとうございました。 その他の方でございますか。

向井委員

提言にまとめた中に、可部だけということではなく、4町(可部、安佐、高陽、白木)がいいなと思える方向性のものも出ています。

それと、坊委員からも話がありました、やはり複合的なものということと、駐車場が必要だということと、3つなら3つで複合的なものができるということの中で、これというのをこの協議会で決めるのもなかなか難しいと思うところがあります。

やはり、複合的なもので駐車場がいるということを提言しておく必要があるのではないかと思っています。

確かにこれがあったらいいなというようなものは、これまでにもたくさん出ているわけですが、この辺りで何に絞っていくかということになってくると、やはり4町みんなが使える複合施設、野外活動ができるものとか、あるいは図書館も今のところよりも跡地にあった方がいいですし、屋根付き野外ステージというようなものに絞り込む、これはこれとして複合的な施設の中の1つということで提言したいと思います。

岩重委員

これまで皆さんで努力されて大分、絞ってきましたが、先ほどありました具体的にというのも、まだ7年先のことなので、これからの情勢がどのように変化するかということもある程度考えておく必要があるのではないかと思います。

また、文化ホール・図書館は、やはり地元の意見としてもありますように、複合施設でも何階建ての大きなビルではなく、仮設、簡易な建物で7年間の先を見て、文化センター等も耐用年数はあるけども前倒しであまり大きな投資をせずにやるようにすれば、もう少しイベントなどで安価な施設でできて、7年先にはまた変わるかもわからないということを頭に入れて絞っていただければいいのではないかというように思います。

大畠座長 それでは、中平委員お願いします。

中平委員

松井委員と坊委員のおっしゃることでもっと絞り込んでいけばいいと思います。 それと子ども向けの公園ですが、この前、東京の方の公園でペットは芝生の公園は利用させないという公園がありました。確かにペットはかわいいのですが芝生にペットを入れるとそこで寝ころぶことができないと東京の公園の施設の方が言っていました。

松井委員と坊委員の意見を進めて絞り込んでいただきたいと思います。

大畠座長
それでは、行政の立場で何かあればお願いします。

阪谷委員 ありがとうございます。

今、いろいろ御意見を伺わせていただいて、少し整理をしたいと思うのですが、一つは跡地への導入が望ましいと考えられる施設・機能、①(文化ホール・図書館)から⑧(保育施設)までありますが、今、委員の皆様から少しまとめた方がいいのではないかと言うことでしたので、この8つの項目を例えば先ほど尾田委員がおっしゃられたように、文化ホール・図書館とコミュニティセンター、あるいは坊委員がおっしゃった子ども向け施設と子育て世帯向けの公園・広場というように、一つにまとめてはどうかと、例えばそういうものをどうまとめて整理するのかということを今日この場でやっていただきたいと思います。

次に二つめですが、松井委員がおっしゃったように「複合施設の可能性を視野に入れた検証作業」という表現では少し抽象的なので、1 へクタールは何に、3 , 5 0 0 ㎡ は何にとか、もっと具体性を示したもの、あるいは北館の図書室等については具体的な機能に特化してはどうなのかといったお話しがありました。

それについては、まず、この協議会で御検討いただいているのは、どういった施設・機能が跡地にふさわしいのかというのを皆様にしっかり御検討いただいて、市の方に御意見をいただくというところが重要なところでございます。

今回、①(文化ホール・図書館)から⑧(保育施設)の機能をまず整理をしていただいて、市に提言いただきます。ただ、その中で、これまでの協議会で、行政が最終的に決定するに当たって、こういう視点で考えて検証して欲しいという御意見をいただいていますので、個別の施設の何㎡とかいうのは最終的には行政が考えると、ただし、皆様の御意見として多かったのが2ヘクタールという限られた面積の中である程度複合した施設というものにしないと収まらないのではないかといった御意見だったのでそういった表現で行政に預けていただくという形で整理をさせていただいています。

ですから具体化については、まず行政の方がきちんとどういう施設を最終的にこの跡地に持ってくるのか、そのときには市立病院機構の方から図書館、あるいはリハビリ用の体育館の活用についても地域で考えてもいいですよと提案をいただいていますので、その中で8つの施設・機能のどれをどういうふうに埋め込むことができるのかというのも行政で検証したいと考えています。

そして、今皆様がおっしゃられた、例えば中平委員の方から子ども向けの公園には芝生にはペットは入れないように気を付けた方がいいとか、さっき、松井委員がおっしゃった図書館の利用についてもそうですが、今後、跡地整備の事業着手が平成34年の春以降になりますので、できれば来年度くらいから34年度以降の施設整備に当たって行政が勝手に決めるのではなく、例えばさらに具体的な機能を地域の皆さんと協議しながら、先ほどおっしゃいました4つの地域が本当にこれを活用して良かったという施設に作り上げると、そういった住民の皆さんと行政が連携した施設づくりと言うか機能づくりをしていきたいと思っていますので、その点で引き続き皆さんとしっかりとやらせていただければと思っています。

大畠座長ありがとうございました。それでは、木村委員何かありますか。

木村委員 資料については、これまで各委員からの意見があって絞り込まれたと思っていますの で、そういう形になってきていると思っています。

もう1点は、10ページにありましたアクセスの話、協議会でもずっと出ておりますし、各地域のまちづくりの話の中でも可部へのアクセスがとにかくよろしくないということも出ています。

可部にどのようなものができるにしてもスムーズに円滑に行けるようでなければ、せっかくの施設も利用されないということになりますので、そういう意味での整備が課題であると感じています。

大畠座長その他、何かありますか。

松井委員 10ページの「行政が検証を行うに当たっての留意点」の2番目ですが、看護系・医療技術系・福祉系の学校についての最後に、「適切な運営能力のある事業者を選定す

るよう留意されたい。」とあります。

これはその通りですが、1 番危惧されるのは2 ヘクタール全部必要であるということについての拘りですね。

これでこのまま、学校を誘致しようじゃないかとなった場合に、8つの施設・機能の整備を希望されている皆さんの意見が反映されなくなってしまうので、ここのところの留意点にもうちょっと工夫ができないかなと思いました。

尾田委員

今の点について前回の協議会で事務局に、こういった看護系・医療技術系・福祉系の学校について複合施設に入っても運営できるものなのかどうか確認をしていただきたいという発言をしたと思うのですが、やはりその点がはっきりしないと看護系・医療技術系・福祉系の学校を入れるか入れないかというのがここでは分からない。我々が聞いているのは2~クタールが欲しいということですが、複合施設の中に入っても運営できるということであればこの中に入れることができますが、それができないということであれば早く外した方が絞込みにとってはよろしいのではないかと思います。

坊委員

今、尾田委員が言われたことですが、確かに学校については希望している中で重要な位置づけをされていますが、今、皆さんの気持ちの中に、もうあの学校というような1点で議論されているような気がしますが、本当は条件を全部示して公募して決まるのではないかという気がします。そうしないとフェアじゃないですよね。

調査したときに関心があったからあの学校というふうに決めるというのは、やっぱり公の土地を利用するわけですから、あまりそのことについて拘って条件をつけるのではなくて、参画しやすい条件は確かに2へクタール全部ということかも知れませんが、今の範囲ではこの程度の表現にしておいたほうが、他の学校だって関心があるところが出てくるかも分かりませんし、それがどういう希望をされるか分からない状況であまり細かく決めない方がいいのではないのかなという気がします。

大畠座長

ありがとうございました。

皆さん方からいろいろ意見等々出ました。

私、座長ですので座長を離れて委員として発言させていただきますと、こうして8項目に絞り込んで提案させていただいています。

そしてその中から、子ども向け施設などをまとめてはどうかという意見がありました。ですからこの協議会としては、これを市の方に提案するということになろうかと思います。

それは、市の方としては提案したものが絞り込まれたものということになると、行政 の方で今後の対応が難しくなるのではないかと私個人としては思います。

ですから、ある程度同じようなものは括っておいて、そのまま市の方へ提出して市の方でいろいろ検討されて当たっていただくということになろうかと思います。

そうしますとそれからまた別のところで、そういう可能性等々の協議会ができるのではないかと思いますので、私個人としては現在皆さんが言われたようなことを最後事務局にまとめていただいて、次回に出したらと思います。

これは、座長としてではなく委員としての意見です。

今、皆さんからいろいろ意見が出ましたが、何かその他もう少しというのがありますか。

松井委員

一番最初に戻りますが、「はじめに」の文章は座長と事務局の方でつくっていただけるのですか。

大畠座長

最後に皆さん方から出た意見を事務局の方で最後まとめていただくという作業があ ろうかと思います。

そして、今、松井委員から言われたことにつきましても、座長名で「はじめに」という導入部分をまとめさせていただいて、それを素案から案として市の方に提出するという作業をさせていただきます。

その同意を得られれば、そういう方向で進めさせていただきます。

私の言葉で書かせていただいて、事務局に見てもらうというような方法をとりたいと 考えています。

阪谷委員

事務局の方でも今後まとめるに当たって、皆様の考えでは8つの項目を最終的にはどのようにまとめていくのかということを整理する必要があります。

まとめるということは削るということではなくて、あくまでグループにしていくということであれば、8ページの「導入が望ましいと考えられる施設・機能に関する協議会での主な意見」も同じようにグループにまとめて、行政の方で検討する材料にして欲しいというようにしてもらいたいと思います。この場で先ほど、尾田委員などがおっしゃられたようなグルーピングをしておかないと、恐らく事務局が勝手にグルーピングをするというのは難しいので、その辺りを皆様で、座長の方で整理をしていただければ、事務局の方もまとめやすいのではないかと思います。

大島座長

ありがとうございました。

今、阪谷委員からありましたまとめ方について皆さんの方から何かありますか。 先ほど、具体的に坊委員と尾田委員からありましたが、「文化ホール」と「コミュニティセンター」、「子ども向け施設」と「保育施設」、それから7ページの④(子育て世帯向けの公園・イベント広場)と⑤(屋根付き野外ステージ)は、説明でも一緒のような形になっていましたので、そういうグループ分けがいいのではないかと思いますけど、皆さん方からの意見があればお願いします。

そういう中で行政の方で検討していただいて、やっぱりこういう方法がいいというの があれば、また出てこようかと思います。

「文化ホール」と「コミュニティセンター」を一つにして別の表現にするとか「子ども向け施設」と「保育施設」を一つにする。それから「子育て世帯向けの公園・イベント広場」と「屋根付き野外ステージ」というようなまとめ方でいかがでしょうか。つまり7ページで言えば、②(子ども向け施設)と⑧(保育施設)、①(文化ホール・図書館)と③(コミュニティセンター)、④(子育て世帯向けの公園・イベント広場)と⑤(屋根付き野外ステージ)、あとは単独と言いますか、このままの表現にして検討していただいて、今後検討していくとなれば先ほどから言いますように7年後とか8年後とかという長い期間がありますので、行政で検討していただくということになろうかと思います。

それでは、他に意見がないようでしたら、この「安佐市民病院跡地の活用策について (素案)」は、本協議会において皆様から出された意見、今言ったようなまとめ方に しましてですね、冒頭の「はじめに」は、先ほど、松井委員からもありましたように まとめさせてもらってよろしいでしょうか。

坊委員

「はじめに」のところに、この会議の冒頭に尾田委員からあった話のようなことがあるので、我々は地域の代表として一生懸命頑張っているわけですから、その思いは書いておいてください。

決して個人的な意見を述べているようなつもりはありませんので、その辺は十分踏ま えていただきたいと思います。

大畠座長

その点は、十分伝わるような形ではっきりと記述させていただきます。

それでは、他にないようでしたら2番目の議事に入ります。

「安佐市民病院の建替えに関する説明会(第3回)の開催結果について」について説明を事務局よりお願いします。

事務局

(「安佐市民病院の建替えに関する説明会(第3回)の開催結果について」説明) (広島市立病院機構)

大畠座長

ありがとうございました。

何かこの件で御質問等ございますか。他にないようでしたら本日の議事は終わりとさせていただきたいと思います。

次回の協議会は10月下旬辺りということで、次回が最後の協議会という形にしたい と思います。

一応、こちらから提案させていただきたいのが10月27日(木)の午前10時からですがいかがでしょうか。

(各委員から了承の声あり。)

それではよろしければ、次回は10月27日(木)の午前10時からこの会場で行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の議事はここまでとしたいと思いますが、事務局の方から何か連絡事項等ございますか。

事務局

熱心に御議論いただき、ありがとうございました。

ただ今、座長からございましたとおり、次回は10月27日(木)の午前10時からということで、一応最後の協議会ということでさせていただきたいと思います。 それで今日いただきました御意見等を踏まえまして、修正したものを次回お示しできればと思っていますので、修正がなければ御承認という形になるかと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

事務局の方からは以上でございます。

大畠座長

今日いろいろと御議論いただきまして、8つの絞込みをさらにまとめたという方法をとらせていただきました。

ですから、個々に事務局の方から問い合わせがある場合もあろうかと思いますので、そのときは思いを言っていただいて、今日決めたものにつきましては、このままの形にさせていただいて、新たにこれを追加して欲しいというようなことはないと思いますので、よろしくお願いします。

本日は、長時間に渡りまして、ありがとうございました。

< 閉 会 >